

兵庫県立鳴尾高等学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は「自律」「創造」の校訓の下、教養と豊かな心を持つ国際性豊かな人材を育成することを目指している。

そのためにも本校生が安全で充実した学校生活を送れるよう、いじめの未然防止・早期発見・適切な解決のため、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、「自己に打ち克つ厳しさと、豊かな創造性を持ち、広い視野に立つ教養豊かな人材の育成」「生涯を通じて学ぶことを楽しみ、自己を教育し続ける強い意志を持った、21世紀に生きる人材の育成」「他を思いやる心の豊かさを持つ、国際性豊かな人材の育成」を目標として掲げ、その実現に努めている。

具体的には、臨海学舎をはじめとする学校行事、部活動、海外研修、ボランティア活動等を通じて、生徒の人的成長、創造性、社会性、国際性の育成等に取り組んできた。

いじめについては、「どの学校でも、誰の身の上にも起こる」という認識の下、「いじめを許さない 心・土壌づくり」を進めていく。そのために「人と関わる喜びや大切さに気づく経験」「情報モラル教育」を重視するとともに、以下の体制を構築し、かつ教員の研修を重ねることでいじめの防止等に取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員と心理等に関する専門的な知識を有する関係者で構成される校内組織、そして家庭・地域、さらには小中学校との連携する関係機関を「別紙1」のように定める。

別紙1 校内指導體制および関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を察知し、いじめの早期発見につなげるため、チェックリストを「別紙2」のように定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間計画

いじめ防止の観点から学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを、体系的・計画的に行いたい。そのため「いじめ防止」「早期発見」のための取り組み、「いじめ未然防止プログラム」等の計画を「別紙3」のように定める。

別紙3 年間計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめと考えられる情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は「情報の収集・記録」「情報の共有」「事実確認」を行い、適切に解決を図るべく、組織的対応を「別紙4」のように定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。学校の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害があった場合などのケースが想定される。

また「いじめにより生徒が*相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」も重大事態にあたる。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

*「相当の期間」とは 一 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームにスクールソーシャルワーカーなど専門的知識および経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に積極的に協力する。

5 その他の事項

本校は信頼される学校を目指して、情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要がある。策定した本方針については、学校のホームページで公開する等、保護者会など様々な機会を利用して、保護者や地域に伝えていく。

また、いじめ防止等を実効性のある取り組みを進めるため、本方針が効果的に機能しているか、定期的に点検し見直す。その際、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また地域と連携したものとなるように、保護者・地域等からの意見を積極的に聴取することにも留意する。

「いじめ防止対策推進法」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 いじめは「どの学校でも、誰の身の上にも起こる」という認識の下、「いじめを許さない心・土壌づくり」を進めていく。（人権教育・体験教育・特別活動等）
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを進めるため、いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設ける。

【生徒サポートチーム】

校長、教頭、1, 2, 3年学年主任、生徒指導部長、特別支援コーディネーター、図書・人権教育部長、学校保健・設備管理部長、養護教諭

（主な役割）・いじめと考えられる事案が発生したとき

- 「生徒サポートチーム」の召集 → 報告、連絡、対応の協議等
- ・年間計画の作成、実施
 - ・アンケートの実施
 - ・校内研修の企画、実施
 - ・いじめ防止等への取り組みの見直し、改善

【連携する主な関係機関等】

PTA	学校評議委員会	
甲子園警察署		(0798) 41-0110
西宮警察署		(0798) 33-0110
兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課		(078) 341-7441
		内線 3497
西宮少年サポートセンター		(0798) 35-3874
民生委員	校区内小中学校	

別紙2 チェックリスト

生徒のサイン（言葉・表情・しぐさ）に注意することで、様々な問題に気づく可能性が高まります。

【学級内の様子】

- 他の生徒の机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけ他の生徒との机の間隔が開いている。
- グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 特定の生徒に遠慮している雰囲気がある。
- 教室の用具・机・椅子が乱れている。

【いじめられている可能性のある生徒】

- 一人でいることが多い。
- 一人で昼食を取っている。
- 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 下校が早い。
- 保健室へ行きたがる。
- 訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 教師の近くにいたがる。話しかけたまま離れようとしめない。
- 持ち物が紛失する。
- 持ち物や机に落書きをされている。壊されたりする。
- 靴箱の靴が違うところに入っていたり、隠されたりする。
- 発言すると、教室の雰囲気が変化する。
- 服に靴跡が付いているなど、不自然に汚れている。
- 周囲がなんとなくざわついている。
- テストの成績が急に下がり始めたり、提出物が急に出なくなる。
- 叩かれる、突かれる、ちょっかいを出される。
- 今まで一緒だったグループから外れている。
- 刃物など危険な物を所持する。

【いじめている可能性のある生徒】

- 常にグループで行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を遣う。

別紙3 年間計画

	職員会議ほか	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	生徒サポートチーム方針・計画作成	出身中学校との情報交換	
			生徒面談
ネット・トラブル防止講演会			
5月	保護者向け啓発	「社会と情報」で	
		情報モラルについての授業	授業公開週間
			いじめに関するアンケート①
6月			生徒サポートチームで方針検討
			方針に伴う指導を実施
7月			
		ふるさと貢献（地域清掃）	生徒面談
8月			
9月			生徒面談
		カウンセリング研修	
10月		ふるさと貢献（音楽祭）	授業公開週間
11月			
		いじめ未然防止プログラム	
12月		就業体験事業	
			いじめに関するアンケート②
		人権学習	生徒サポートチームで方針検討
1月			方針に伴う指導を実施
		ふるさと貢献（地域交流）	
2月			
			生徒面談
3月			いじめに関するアンケート③
			生徒サポートチームで方針検討
	本年度の取り組み等の検証・評価	ふるさと貢献（地域交流）	方針に伴う指導を実施

生徒サポートチーム 事実確認・対応の仕方等について協議

〔職員会議ほか〕

- 生徒サポートチームは、キャンパスカウンセラーを交え、定期的に開催し、情報を共有する。

〔未然防止に向けた取り組み〕

- 様々な活動を通して、人と関わる喜び、大切さ、自己肯定感を養う。
- 授業改善は、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。
- 情報モラル教育を進める
- 平素の生徒との関わり、教育相談などを通して、生徒をきめ細かく見守る。
- 教職員の資質向上のため、校内研修を実施する。

〔早期発見に向けた取り組み〕

- 生徒の些細な変化に気づけるよう、心がける。（別紙2チェックリストを参考にする等）
- 気づいた情報の共有。（メモなどの活用）
- アンケートの実施

*計画の具体的な実施に関しては、関係部署と協議の上、決定する。

*生徒理解・観察などは我々が従来行っていることではあるが、それらのことを意識的・積極的に行うよう心がける。

*ネット・トラブルに関わる指導は第1学年の比較的早い時期に行いたい。（携帯電話の所有率：中学生一約50% 高校生一約100%）

*ネットを利用したいじめは、匿名性のため罪悪感が低くなりがち。相手の気持ちに分かりにくく、エスカレートしやすく、広範囲に広がる可能性がある。

*生徒にネット利用の注意点を指導するとともに、誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、警察に検挙される場合もあることを認識させ、情報モラルの指導を折に触れて行う。

別紙4 組織的対応

「学校いじめ防止基本方針」(第13条)、に基づき、体系的・計画的にいじめの未然防止や早期発見(第15条・第16条)が求められている。兵庫県いじめ防止基本方針(平成26年3月)を策定して3年が経過した。その間のSNS等によるいじめの増加や教員がいじめの抱え込みによる重大事態の発生などいじめ防止の状況等の変化にいじめ問題への対策のための組織を設置すること(第22条)となっている。

教員は日頃から生徒の様子や言動、その変化などに細かく気を配り、未然防止や早期発見に努め、情報交換による情報の共有を図りながら、学校に置かれた組織を中心に対応しなければならない。

いじめが認知された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒および保護者への支援といじめを行った生徒への適切な指導を継続的に行うこと(第23条)が求められる。

重大事態に発展した場合は事実関係を調査し、その結果を生徒及び保護者に知らせ(第28条)、教育上必要と判断された場合は適切に懲戒を加えることになる(第25条)。本校でこのようなことが起きないことを願いつつ、未然防止と起きた場合の対応と対策について「いじめ対応マニュアル」を以下に定め関係機関との連携を図ることとする。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わず、情報機器を通じて行われるものを含む。

【文部科学省「児童生徒への問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が参加、活躍できる授業づくり
- 生命尊重や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然と関わりを深める体験活動等

(2) いじめに対する正しい理解

生徒一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくり

(4) 生徒や学級の状況の把握児童生徒と同じ目線で考え、場を共有する中で、変化が見られる場合の早期のかかわり

(5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修や「いじめ未然防止プログラム」の活用等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上

3 早期発見

(1) 教職員の対応能力の向上

人権感覚を磨き、生徒を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上

(2) 日常的な実態把握

教職員による日常的な観察、各校の状況に応じて工夫したアンケート調査等による定期的な情報収集

(3) 相談しやすい環境づくり

いじめを受けている生徒や周囲の生徒が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくり

4 早期対応

(1) いじめへの組織的対応

- 正確な実態把握、連携協力による指導
- 生徒に深くかわり、人間的成長につながる指導

(2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

生徒を守り、心配や不安を取り除くかわり

(3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

生徒の成長につながる、いじめに対する毅然とした指導、カウンセラーとの連携、保護者との面談

(4) 周囲の児童生徒への指導

傍観者から仲裁者への転換を促す指導

(5) 教育委員会との連携

- 迅速な報告、相談など連携強化
- スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等学校問題解決サポートチーム等の支援要請

5 ネット・SNS を通じて行われるいじめへの対応

情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上

- 生徒が自ら考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話等の使用等のルールづくり
- 警察等の専門機関と連携した指導や対応
- 保護者に対する、ネット、SNS 利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

6 家庭や地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

- 学校いじめ防止基本方針等について、保護者会や地域の会合等で意見交換、協議の場を設定
- 家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できる日常的な相談の仕組みづくり

(2) 家庭や地域からの協力地域団体との地域ネットワークづくりや見守り活動

7 関係機関との連携

- 定期的に学校警察連絡協議会等を開催、犯罪行為は早期の相談・通報
- 家庭の要因等の支援に向けこども家庭センター等と連携
- 相談窓口の周知とともに、必要に応じて医療機関等と連携

8 本校の生徒サポートチームについて

(1) 生徒サポートチームメンバー

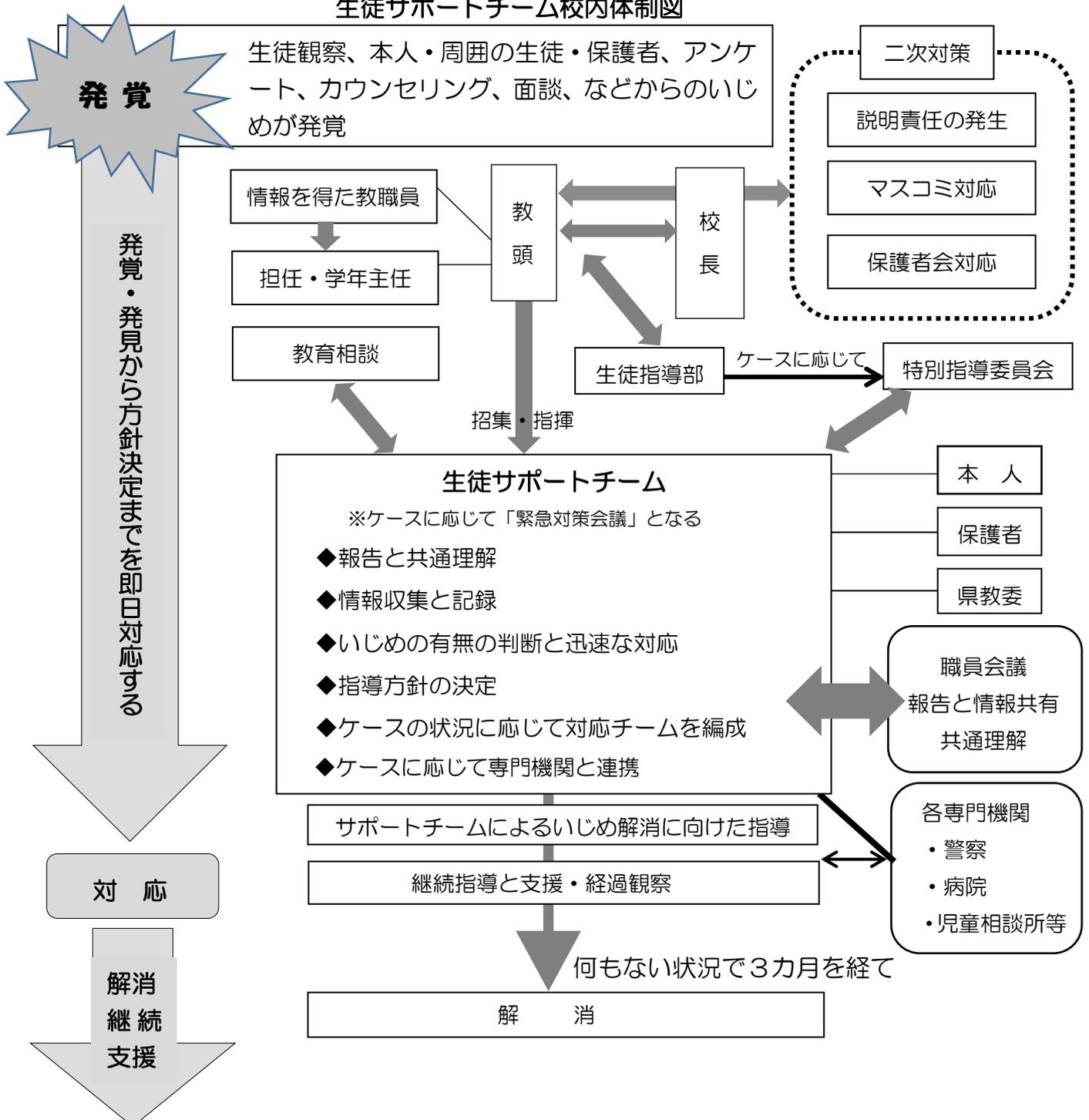
原則として毎月1回開催

校長、教頭、1, 2, 3年学年主任、生徒指導部長、特別支援コーディネーター、
図書・人権教育部長、学校保健・設備管理部長、養護教諭

※ケースに応じて、キャンパスカウンセラー、各専門機関と連携

※重大なケース発生時は、生徒サポートチームに校務運営委員会メンバー、事務長が加わり、緊急対策会議をひらく。

生徒サポートチーム校内体制図



いじめ、不登校等に関する相談機関（相談窓口）

相談機関名	内容	受付曜日・時間	場所・電話番号
兵庫県のちと心のサポートダイヤル	深夜の相談 心の健康相談広く対応	月～金：18時～翌8時30分 土・日・祝：24時間	078-382-3566
ひょうごっ子 悩み相談センター	いじめ、不登校、 友人関係、体罰、 子どものSOS全般	【電話相談】 毎日 9:00～21:00 （12/28-1/3 は休み）	ひょうごっ子くいじめ・体罰>相談24時間ホットライン 0120-783-111（通話料無料） 携帯電話から 0795-42-6004 （通話料有料）
		【夜間・電話相談】 毎日 21:00～9:00 （12/28-1/3 は休み）	0795-42-6559 （通話料有料）
		【面接相談】要予約 月曜日～金曜日 9:00～17:00	加東市山国 2006-107 県立教育研修所 1階 0120-783-111 （通話料無料） 携帯電話からは 0795-42-6004 （通話料有料）
兵庫県 精神保健福祉センター	悩み、精神的な病気、 引きこもり、薬物、 うつなど	火～土 8時45分～17時30分	078-252-4980 （面接相談は要予約）
ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口	インターネットを通じた いじめ等の相談	月曜日～土曜日 14:00～19:00	06-4868-3395
西宮少年サポート センター （兵庫県警少年育成課）	非行問題、交友問題、学校 問題等、少年の悩み・困り ごとを解決するため、専門 的な立場から相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市江上町 3-40 江上庁舎 2階 0798-35-3875 ヤングトーク 県警本部少年相談室 0120-786-109
ほっとらいん相談（兵庫県 県青少年本部）	ひきこもり・不登校・ いじめ等	月・火・水・金・土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	078-977-7555